

## 川西市建設工事合併入札要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、同一箇所で同時期に施工する複数の建設工事について、工事請負契約を同一の者と締結する必要がある場合において、従来の随意契約による方式を見直し、競争性・透明性の向上を図るとともに、円滑に工事を施工する目的で合併入札方式による競争入札（以下「合併入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (合併入札の対象工事)

第2条 合併入札は、複数工事のうち主たる工事（以下「本工事」という。）及び従たる工事（以下「関連工事」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 本工事及び関連工事を一の工事として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (2) 本工事及び関連工事の施工者が異なる場合においては、契約不適合責任の範囲が不明確となるほか、工期及び経費の面で非効率となるなどの理由により、同一の者による施工が必要とされること。
- (3) 本工事及び関連工事の施工場所が同一又は近接していること。
- (4) 本工事及び関連工事の請負契約が同時に締結できる状況にあること。
- (5) 本工事及び関連工事の施工内容が明確に区分され、かつ、当該区分ごとに履行の確認が行えること。

2 本工事及び関連工事の予算について、一般会計及び公営企業会計で各々措置されている工事についても合併入札によることができるものとする。

### (実施の手続き)

第3条 前条の規定に基づき合併入札を行う場合、工事担当課長は、その旨を本工事及び関連工事の起工伺に記載のうえ決裁手続きを行った後、別に定める合併入札依頼書を市長部局における入札事務を掌理する課に提出するものとする。

### (設計金額及び予定価格等の算出)

第4条 合併入札の方法により入札を執行する場合において、本工事及び関連工事の設計担当者は、諸経費を調整したうえで各工事の設計金額を算出するものとする。

- 2 合併入札の方法により入札を執行する場合の予定価格（以下「合併入札予定価格」という。）の算出の基礎となる設計金額は、本工事及び関連工事にかかる設計金額の合算とする。
- 3 合併入札の方法により入札を執行する場合の最低制限価格又は川西市建設工事に係る低入札価格調査の要綱に規定する調査基準価格については、本工事及び関連工事の各々で算出した金額の和とする。

### (入札等にかかる手続き)

第5条 合併入札にかかる制限付き一般競争入札の制限内容の決定及び入札参加資格の審査又は指

名競争入札にかかる指名業者の選定等については、前条第2項の規定に基づく設計金額の合算によって、入札手続き等にかかる市の関係規定を適用して処理するものとする。

(入札方法等)

第6条 入札金額はそれぞれの工事見積金額を合算した金額で入札し、その金額により落札者を決定するものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）は含めないものとする。また、本工事及び関連工事それぞれについて工事費内訳書を作成し提出しなければならない。

(契約締結・契約金額の算出)

第7条 本工事及び関連工事の契約金額は、合併入札における落札金額を分割し複数の請負契約を締結する。契約金額は、それぞれの設計金額に応じて按分した額に消費税等を加えた額とするものとする。ただし、千円未満の端数は設計金額が最も低額である工事案件に含むものとする。

(契約にかかる提出書類)

第8条 契約ごとに工事施工に関する提出書類（工事着手届、工程表、経歴書など）のほか、入札公告や入札通知書で、それぞれの工事ごとに求める金銭的保証（契約保証金または工事履行保証保険証書）、前払保証に関する提出書類を必要とするものとする。

(手持ち工事件数及び受注件数)

第9条 合併入札で落札した場合、手持ち工事件数及び受注件数は1件として扱うものとする。

(配置予定技術者等)

第10条 本工事及び関連工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事及び関連工事の工種について必要な資格を有する場合に限り、同一の者が兼ねることができる。

2 本工事及び関連工事の工事請負契約金額の合計が、建設業法で定める金額以上の場合、専任の主任技術者又は監理技術者を配置する必要がある。

3 本工事及び関連工事に配置する現場代理人は同一の者が兼ねることができるものとし「工事請負契約にかかる現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領」に基づくものとする。

(入札結果等の公表)

第11条 予定価格等の公表については、第4条第2項及び第3項の規定に基づき算出した金額をもって行うものとする。

2 入札結果の公表については、合併入札における落札金額をもって行うものとする。

(工事検査・工事成績評定)

第12条 それぞれの工事ごとに工事検査・工事成績評定を行うものとする。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。